

平成30年第1回幸田町議会定例会会議録（第5号）

議事日程

平成30年3月29日（木曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第2号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第3号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について
第4号議案 西三河地方教育事務協議会規約の一部変更について
第5号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
第6号議案 幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例等の一部改正について
第7号議案 幸田町国民健康保険条例の一部改正について
第8号議案 幸田町介護保険条例の一部改正について
第9号議案 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について
第10号議案 幸田町都市公園条例の一部改正について
第11号議案 幸田町営住宅条例の一部改正について
第12号議案 町道路線の認定及び廃止について
第19号議案 平成30年度幸田町一般会計予算
第20号議案 平成30年度幸田町土地取得特別会計予算
第21号議案 平成30年度幸田町国民健康保険特別会計予算
第22号議案 平成30年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算
第23号議案 平成30年度幸田町介護保険特別会計予算
第24号議案 平成30年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算
第25号議案 平成30年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算
第26号議案 平成30年度幸田町下水道事業特別会計予算
第27号議案 平成30年度幸田町水道事業会計予算
- 日程第3 閉会中の常任委員会及び議会運営委員会の継続審査・調査の件
- 日程第4 閉会中の委員会行政視察の件
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 足立初雄君 | 2番 伊與田伸吾君 | 3番 稲吉照夫君 |
| 4番 鈴木重一君 | 5番 水野千代子君 | 6番 志賀恒男君 |
| 7番 鈴木雅史君 | 8番 中根久治君 | 9番 浅井武光君 |
| 10番 大嶽弘君 | 11番 池田久男君 | 12番 笹野康男君 |
| 13番 丸山千代子君 | 14番 伊藤宗次君 | 15番 酒向弘康君 |
| 16番 杉浦あきら君 | | |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

副町長	成瀬 敦君	教育長	小野 伸之君
企画部長	近藤 学君	総務部長	山本 富雄君
住民こども部長	都築 幹浩君	健康福祉部長	藪田 芳秀君
環境経済部長	鳥居 栄一君	建設部長	羽根 淵闘志君
教育部長	志賀 光浩君	消防長	吉本 智明君
建設部次長	尾関 義彰君	消防次長兼 予防防災課長	金澤 惣一郎君
教育部次長 学校教育課長	牧野 宏幸君	会計管理者 兼 出納室長	林 敏幸君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 牧野 洋司君

○議長（杉浦あきら君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり、御熱心に御審議賜りありがとうございます。
ここで、報告いたします。大須賀町長は体調不良のため、本日の会議を欠席されますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（杉浦あきら君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は、15名であります。

議事日程は、本日、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（杉浦あきら君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を7番 鈴木雅史君、8番 中根久治君の両名を指名いたします。

日程第2

○議長（杉浦あきら君） 日程第2、第2号議案から第12号議案までの11件と、第19号議案から第27号議案までの9件を一括議題とします。

これより、委員長報告を行います。

初めに、総務教育委員会委員長報告を求めます。

11番、池田久男君。

〔11番 池田久男君 登壇〕

○11番（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

それでは、審査結果報告書の朗読をもって、報告とさせていただきます。

総務教育委員会審査結果報告書

平成30年3月29日

議長 杉浦あきら様

委員長 池田久男

平成30年第1回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読をいたします。

第2号 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第3号 幸田町手数料徴収条例の一部改正について。地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第4号 西三河地方教育事務協議会規約の一部変更について。西三河地方教育事務協議会の担任する事務に係る規定の変更及び組織の見直しに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上です。

[11番 池田久男君 降壇]

○議長（杉浦あきら君） 次に、福祉産業建設委員会委員長の報告を求めます。

6番、志賀恒男君。

[6番 志賀恒男君 登壇]

○6番（志賀恒男君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって報告といたします。

福祉産業建設委員会審査結果報告書

平成30年3月29日

議長 杉浦あきら様

委員長 志賀恒男

平成30年第1回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第5号 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について。地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行及び課税額の見直しに伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第6号 幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例等の一部改正について。持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第7号 幸田町国民健康保険条例の一部改正について。持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第8号 幸田町介護保険条例の一部改正について。介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行及び第7期介護保険事業の運営に伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第9号 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について。都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第10号 幸田町都市公園条例の一部改正について。都市緑地法等の一部を改正する法律及び都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第11号 幸田町営住宅条例の一部改正について。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第12号 町道路線の認定及び廃止について。道路整備等に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上でございます。よろしく申し上げます。

〔6番 志賀恒男君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 次に、予算特別委員会委員長報告を求めます。

15番、酒向弘康君。

〔15番 酒向弘康君 登壇〕

○15番（酒向弘康君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって報告とさせていただきます。

予算特別委員会審査結果報告書

平成30年3月29日

議長 杉浦あきら様

委員長 酒向弘康

平成30年第1回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告いたします。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第19号 平成30年度幸田町一般会計予算。総予算額155億2,000万円、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、最高額10億円、第5条歳入予算の流用。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第20号 平成30年度幸田町土地取得特別会計予算。総予算額2,139万3,000円、土地取得費。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第21号 平成30年度幸田町国民健康保険特別会計予算。総予算額34億2,782万7,000円、国民健康保険運営費、第2条、歳出予算の流用。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第22号 平成30年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算。総予算額4億934万4,000円、後期高齢者医療運営費。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第23号 平成30年度幸田町介護保険特別会計予算。総予算額18億5,300万9,000円、介護保険運営費、第2条、歳出予算の流用。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第24号 平成30年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算。総予算額2億2,376万9,000円、幸田駅前土地区画整理事業運営費、第2条、地方債。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第25号 平成30年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算。総予算額3億5,619万円、農業集落排水事業運営費。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第26号 平成30年度幸田町下水道事業特別会計予算。総予算額7億5,348万9,000円、下水道事業運営費、第2条、地方債。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第27号 平成30年度幸田町水道事業会計予算、第1条、総則、第2条、業務の予定量。(1)給水戸数1万5,732戸、(2)年間総給水量495万6,000立米、(3)1日平均給水量、1日当たり1万3,578立米、(4)主な建設改良事業、排水施設建設費3,058万2,000円、排水施設整備改良費3億2,496万8,000円、第3条、収益的収入及び支出、収入8億2,627万7,000円、支出7億3,111万6,000円、第4条、資本的収入及び支出、収入1億5,255万7,000円、支出3億7,734万9,000円、第5条、一時借入金限度額1億円、第6条、予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費8,778万7,000円、第8条、他会計からの補助金1,000円、第9条、棚卸資産購入限度額、898万6,000円。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

以上であります。

[15番 酒向弘康君 降壇]

○議長(杉浦あきら君) 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉浦あきら君) 以上で、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番(伊藤宗次君) 5号議案の国保税の一部改正であります。今まで国保税については4方式で課税をしてきた。今回の条例改正で、応能割と言われる課税の中に資産割課税があった。資産割課税を廃止をして3方式の課税方式に変えてきたわけですが、まず資産割を廃止をする、そのそもその理由について委員会でどういう議論が交わされたのか、説明がいただきたい。

○議長(杉浦あきら君) 6番、志賀君。

○6番(志賀恒男君) ただいま伊藤議員の御質問のありました、資産割を廃止して4方式

から3方式になるというのは国からの方針であるということで、それをどのように受けとめて今後対応をするのかという議論がございました。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 国からの方針が示されたということですが、そういうことは本会議に提案をされる当局の説明の中には、国からの指示により資産割を廃止をしますよと、よって条例の改正提案をしましたよと、こういうことにつながっていくわけですが、そういう説明はございましたか。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 国から県への保険制度の移管がございまして、その中での答弁という中で、私がしんしゃくをして今説明をさせていただきました。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それは、国保の都道府県化という形の中で出てきたものであって、それが国保税の改正につながって資産割を廃止しろよというところにストレートになんて結びついていくのですか。都道府県化という問題と、都道府県化をしても課税についてはそれぞれの市町村に権限があると。これが趣旨の説明でありますし、私もそういう理解をいたしております。したがって今の委員長の報告でいきますと、福祉産業の関係からいけば、都道府県化と国保税の課税方式についてはごちゃまぜにして議論がされるということにつながっていくわけですが、そういう理解をしてよろしいでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 今回の資産割の廃止につきましては、国から県へ納付金の算定基準みたいなものがプログラムとしてございまして、それに従ってシステムを運用してるということでございます。

以上でございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 説明を受けるたびにだんだんだんだんやぶの中に引っ張り込まれていくなというような思いをいたします。議案の提案でいきますと、地方税法及び航空機燃料のというのは委員会の中の報告の中にあります。そういう中で、あなたが一番初めに言ったのは、国保の都道府県化に伴っての見直しですよと。先ほど申し上げましたけれども、国保の都道府県化と課税の問題については市町村に権限がありますよ。都道府県化をしたことによって、国保の課税方式を4方式から3方式にしないなんてことは一言もあらへんですよ。そういうこともあなた方の議案の説明の中ではなかった。なかったことを委員会の審議ではそういうふうな脚色をされたのか。つまり、やぶの中に引っ張り込んでガラガラポンという形で、物事を曖昧にしていくのか。要は、この税条例の改正の提案は、先ほど申し上げた4方式から3方式にする、したがって資産割課税を廃止しますよというのが基本的な内容。あとは気に入らないけどね、気に入らないけれどもついでに言うておきますが、資産割を廃止することによって6,000万円減収しますよと。減収した分を応能割の1つである所得割に上乘せをする。応益割に課税方式のうちの1つの個人均等割、世帯平等割、ここに全部おっかぶせたじゃないか。おっ

かぶせた内容について、じゃあ、委員会ではどういう審議をされましたか。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 委員会の中におきましては、応能割につきまして、低所得者への負担はどのように配慮したか、また幸田町の医療費については近隣市町に対してどの位置づけにあるのかといった議論がなされました。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私は東海道線を走っているつもりでおりますが、あなたの答弁でいきますと、いつの間にか関西線を走ってトコーンと行って、ここが終着駅ですよと、途中下車はこういうことですよと。こういう言ってみればまぜ返しで説明をされたらね、じゃあ、福祉産業建設委員会はどんな議論をしてきたんですか。そういうことは私は聞いているわけですよ。今回の国保税条例の改正で、資産割課税を廃止をされました。そのことについて委員会ではどういう議論をされたのか。それから、もう1つは、資産割を廃止をしたことによって税収が6,000万円減ります。6,000万円減ったものを何で所得割や個人均等割、世帯平等割におっかぶせていくのか。こういう議論があったかということをお尋ねしているわけだ。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 資産割が廃止したことによって、その減収分をどうしたのかという議論がございました。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それは議論があつてしかるべきでしょうと。じゃあ、どういう議論をされたのか、こういうことをお尋ねしてるんですよ。そういうことはあつたよというだけであつて、その内容は、委員長ですけれども我関知せずというような答弁でいきますと、じゃあ、委員会でどんな議論をされたのか、どういう審議をされたのか。その結果は賛成多数ですよということは、議論があつたからこそ賛否が分かれたわけですよ。賛否が分かれた内容については、委員長はどういうふうに理解をされておりますか、わかるように説明してくださいよということを申し上げてる。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 低所得者に配慮したということをございまして、県のほうからは応益割が幸田町の場合には若干低いというような指導があつてのことではありましたけれども、低所得者への負担は10%以下の負担となるように配慮しましたというようなことで議論がございました。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 県のほうから県のほうからと言われる。それは県のほうが、国保の都道府県化で足並みをそろえろよと、応能割、応益割の負担割合は5対5にせよと、こういうことは基本的には言われてきてるであろう。しかし、我が町は、そういうことに対してはずっと一貫して我が町は我が町だということで、応能応益の割合については、

応能のほうに6割、応益のほうに4割、あるいは応能のほうに7割、応益の割合に3割という形で、税の負担方法については、能力があるものについてはつまり担税力、税を担う力を持つものについては応分の負担をしるよという形で応能割、こういうものを課税してきたんですよ。そういう形でいつの間にかわからなくしちゃってね、そんなことを都道府県化で県のほうが言ってくるんですか。言ってこないですよ。先ほど申し上げたように、国保税の税条例の関係、国保税の負担の割合については市町村が独自に判断していいんだよ。当たり前ですよ。当たり前のことに対して、じゃあ、今回資産割を廃止をされる。資産割を廃止されたことによって6,000万円という減収が生まれますよ。その減収分については、それは町長が判断した問題ですよ。つまり、わかりやすくいえば、応能割における資産割を廃止した、これは町長の政策ですよ。町の政策として資産割を廃止をする。大いに結構でしょう。資産割を廃止をする政策を打ち出した町長が、みずからの責任で一般会計でそれを補填するというのが物事の筋道でしょ。こういう中でありながら、6,000万円は所得割と応益割におっかぶせる。それは悪政の最たるものではないでしょうかということについて議論をされたのかということなんだ。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 委員会の中で、悪政かどうかの議論につきましてはございませんでした。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 以上で、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、予算特別委員会委員長報告に対する質疑を許します。
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 以上で、予算特別委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、上程議案20件について、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

13番、丸山君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） それでは、ただいま議題となっております案件につきまして、順次、反対をしてみたいと思います。

第5号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について。

国民健康保険は、いよいよ4月から都道府県化が財政運営の責任主体となる県単位化に移行します。新制度は、加入者の8割近くが年金生活者や非正規労働者など低所得者層であり、低所得であるにもかかわらず国保税が高いという国保の問題構造は何ら解決しないばかりか、負担増と徴収強化が迫られるおそれがあると危惧されるものであります。

国民健康保険は、1958年、健康で文化的な最低限度の生活を保障する憲法第25条を医療面で具体化し、国民皆保険制度を実現するものとして制度化されたものであります。もともと国民健康保険には、被用者保険の事業主負担に当たるものがないため、国が国庫負担を定めております。1984年までは、かかった医療費の45%が国庫負担であったものが徐々に引き下げられ、現在では市町村国民健康保険の総収入に占める国庫負担の割合は3割以下に減っており、このことが大きく影響して国保税が上がり、払いたくても払えない支払いが困難な世帯がふえ、滞納となっております。さらには、国保加入者は年齢構造が高いため、医療水準が高く所得水準が低いため、所得に占める負担率は10%以上となっております。

4月からの県単位化になることに伴い、愛知県が市町村に提示した事業費納付金と標準保険料では激変緩和措置を必要とする自治体が全体の6割、31市町村に及ぶなど非常に問題が多く、国保税の急激な引き上げを余儀なくされる自治体もあると聞きます。1月の算定では、引き上がるのは33自治体、現状維持が11自治体、引き下げ5自治体、未定が5自治体と明らかにされ、幸田町は現状維持という状況であります。県のほうから応能応益割合で応益割合を上げるようにとの指摘を受け、均等割、平等割負担を強めました。県単位化に伴い、資産割を廃止し、その6,000万円課税分を所得割と応益割合にそれぞれ振り分けたので、全体では現状維持というものの引き上げとなる世帯が出ております。4月から、こども医療費の無償化に対して課されていた国保の減額調整ペナルティーのうち未就学児までが廃止をされます。この見直しで浮いた財源を18歳未満の子どもの均等割の減免、廃止で、子育て支援を求めるものであります。県単位化に伴う国保税の見直し、所得割税率9.28%、均等割4万800円、世帯別平等割2万9,300円の引き上げは加入者負担を強めるものであり、反対するものであります。

第8号議案 幸田町介護保険条例の一部改正についてであります。

介護保険は3年に一度の見直し、改正が行われ、平成30年度から平成32年度まで第7期となります。第7期介護保険事業計画で、3年間の給付費、地域支援事業費交付金など総事業費を見込んで保険料を設定しますが、大幅引き上げを抑制するために基金の取り崩しを、計画では1億円でありましたが、最終的に1億2,950万円とし、基準月額を現行4,100円を4,300円に引き上げ、月200円アップで年間2,400円の引き上げとなりました。引き上げを抑えたことに対しては評価をするものであります。4.9%の引き上げとなりました。本人非課税で年間所得80万円を超えると、年金2カ月分から8,600円もの天引きは大変厳しいものであります。とりわけ第6期の3年前から年金が減額になっているのであります。年金は高齢者の暮らしを支える大切な収入であり、引き上げは暮らしを直撃するものであり、反対するものであります。

第19号議案 平成30年度幸田町一般会計予算であります。

平成30年度の一般会計予算は、歳入歳出155億2,000万円で過去最大を見込むというもので、前年度に比べ0.9%の伸びであります。その要因としては、人口増加に伴う納税者数の増加や自動車関連企業の景気の伸びによる増収であります。さらなるふるさと寄附金を15億円も見込んだことによるものであります。ふるさと寄附金は

安定的な財源とは言えず、稼げるときは稼いでおこうというならば一過性のものであると指摘できます。

法人町民税の一部国税化による影響も大きく、制限税率いっばいの引き上げを実施すべきであります。2019年10月には、消費税率8%から10%への引き上げが強行されようとしており、同時に法人町民税が6%へと引き下げられます。法人町民税の推移では減少と見込まれております。国政においても、暮らしや経済の分野では大企業や富裕層優先で国民に冷たいアベノミクスの本質は変わらず、社会保障の自然増削減や大企業への減税など、格差と貧困を一層拡大させており、自主財源として確実に見込むためにも法人町民税6%に対する財源保障として超過課税を実施し、大企業に応分の負担を求めるべきであります。既に1,718自治体のうち999自治体を実施しているものであります。実施を求めるものであります。

基金は、財政調整基金22億3,336万6,000円を初め5つの基金合計が33億6,094万4,000円の積み立てであります。人口増加に伴う子育て施策、教育費の伸びなど、基盤整備が追いつかない状況が続いております。将来、児童クラブの拡大を初め、教室不足の解消、子ども会の補助金アップ、おたふく風邪、新規就農支援など、要望に応える努力に評価をするものでありますが、将来に備える安定財源のためと理由づけてため込まず、基金は必要な住民要望の課題に応えることも大事ではないでしょうか。

第7期の高齢者福祉計画の中で検討するとした高齢者の福祉タクシーは見送られました。高齢者にとって足の確保は切実であります。

保育園落ちたと母親の切実な声が響きます。急激な子育て世帯の増加で3歳未満児の待機は20人、放課後児童クラブは92人にのぼります。待機児・待機児童の解消を求めるものであります。

地球温暖化対策としても、再生可能エネルギーの推進で住宅用太陽光発電システム補助は復活すべきと求めます。

学校給食センターの増築計画の中に、食物アレルギー対策を盛り込まないことは、全ての子どもたちに学校給食を提供し保障する姿勢からかけ離れた教育行政と言わざるを得ません。食育を推進する立場からも、計画を見直し、食物アレルギー対応室を設置すべきであります。

温暖化の影響で、学校の普通教室の空調設置は待ったなしであります。こうした中で、刈谷市、みよし市は設置をし、岡崎市、豊田市、安城市が新年度予算で調査費を計上するなど、前進をしております。教育環境の整備としてエアコンの設置を進めるべきではありませんか。

2014年の4月の消費税増税から4年近くたちましたが、いまだに消費不況が続いており、町民生活に与える影響は大きいものであります。さらに、2019年10月に8%から10%へ増税を強行しようとしております。消費税増税分の用途を高等教育の無償化、幼児教育の無償化に充てると国は言いますが、アベノミクスで格差と貧困が拡大するばかりであります。消費税増税は中止すべきと主張するものであります。

こうした国の悪政の防波堤となり、住民の暮らし、福祉増進に一層取り組まれること

を主張し、反対討論といたします。

第21号議案 平成30年度幸田町国民健康保険特別会計予算についてであります。

平成30年4月から都道府県が国保の保険者となり、市町村の国保行政を統括、監督する仕組みの県単位化がスタートいたします。新たな制度により国保財政の流れは、県が国保事業に必要な費用を各市町村に納付金として割り当てる。市町村は、国保加入者から国保税を賦課徴収し、集めた国保税を県に納付し、県は保険給付に必要な財源を交付金として市町村に拠出することになります。県単位化に伴い、応能応益割合が4方式から3方式に、資産割が廃止をされましたが、資産割課税分の6,000万円が応能応益にそれぞれ振り分けられました。一般会計からの法定外繰入は、前年度8,000万円だったのが平成30年度は6,000万円で、2,000万円も減額をしております。この資産割課税分の6,000万円も一般会計からの財政支援として充てるべきではありませんか。国保税は現状維持といいながら、個々には国保税の引き下げになる世帯があります。4,537世帯、7,839人が加入する国保は低所得者層が多く、基盤が脆弱であります。健保などのように企業主負担がないため、一般会計からの繰り入れをふやして、払える国保税で暮らしを圧迫しない国保税にすべきであります。また、そのためにも減免制度の充実を図るべきと求めます。県単位化は国保制度の改革で、県内であればどの市町村においても保険料が同じになる、保険料率が同じになる、保険料負担の平準化を目指していくことが目的の1つに掲げられているものであります。3年から4年は現行税率でいきたいと思っているが、平成31年度の納付金がどのようになるかわからないと担当者の答弁にもあるように、県の意向に沿って決められていくもので、市町村の独自性も奪われるものであります。県下の医療費は1.7倍の差があり、市町村のおかれている状況によって違います。国保税の収納不足で県に納付金を完納できないと、平成29年度末の国保財政調整基金残高2億5,707万円を納付金の財源に対して支払いに充てるという徴収の強化も大きな問題であります。また、幸田町では、現在実施していない資格者証の発行をしないと求め、反対討論といたします。

第22号議案 平成30年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算であります。75歳以上の高齢者を別の医療保険制度に追い込み区別する医療保険制度で、2年ごとに保険料を見直します。平成30年、31年度は引き下げとなりました。その要因は、平成28年度に診療報酬が引き下がったこと、また140億円にのぼる余剰金の活用であります。結果、所得割率9.54%が8.76%に、均等割額4万6,984円が4万5,379円で、1人当たり保険料は8万5,587円が8万2,861円に、2,726円の引き下げとなりましたが、平成30年度は保険料軽減6割が廃止をされ、その分は負担増となります。扶養家族であった高齢者が75歳になった途端別の医療保険に移り、保険料負担が求められるこの制度に反対するものであります。

第23号議案 平成30年度幸田町介護保険特別会計予算であります。

平成30年度から32年度までの3年間の第7期の初年度であり、介護保険料が第6期より4.9%の引き上げであります。所得区分はそのまま第11段階で、負担割合を0.4から1.90までと決めました。介護保険料は第1段階が年額2万640円、基準額の第5段階は5万1,600円、第11段階9万8,040円となったものであります。

2000年4月から始まった介護保険は、3年ごとに介護保険料の見直しが行われ、年金の年額18万円以上は年金から天引きされる普通徴収、18万円以下や無年金などで天引きができない方は納付書による特別徴収で必ず支払う仕組みになっております。低所得者への保険料、利用料の減免の制度の拡充をすべきと求めるものであります。介護サービスの自己負担割合の引き上げなどを盛り込んだ介護保険法等改悪は、自己負担割合を一定所得ある人を対象に3割に引き上げるものであり、平成30年度の介護報酬改定は、特養、訪問看護でのみとりや、夜間・早朝の医師の体制拡充、ケアマネの退院支援を評価するなど、医療から介護へ、病院・施設から在宅への流れを一層強め、介護保険を利用しない状態をつくる自立支援の強化となっております。10月からは、介護保険制度の訪問介護のうちホームヘルパーが調理や掃除をする生活援助の利用を厳しく制限し、訪問回数が一定数を超えるケアプランをケアマネジャーが市町村に届け出ることが義務づけられ、ケアプランは地域ケア会議にかけ、自立支援や地域支援の有効活用等の観点から必要に応じて是正を促すなど、介護サービスの制限にほかなりません。また、総合事業は、平成29年度から実施をされ、要支援者が利用する訪問介護・通所介護は介護保険給付ではなく、町の事業対象となっております。現行相当サービスのほか、基準緩和型ボランティアによる支援となってきております。また、自立を促し卒業させるなど、必要なサービスが受けられる体制づくりが求められます。介護は、一人一人違う条件の中で、その人らしい生活が実現するように尊重し支援すべきものであります。保険あって介護なしではなく、安心して介護サービスが受けられるよう充実を求め、反対討論いたします。

第25号議案 平成30年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算、第26号議案 平成30年度幸田町下水道事業特別会計予算、第27号議案 平成30年度幸田町水道事業会計予算についてであります。この3議案は、健康で文化的な生活を営む上での基盤整備であります。いずれも消費税に対するもので反対するものであります。消費税は、低所得者層ほど負担が重くなる税制であり、反対するものであります。

以上で、反対討論いたします。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） ここで、途中ではありますが、10分間の休憩いたします。

休憩 午前 9時51分

再開 午前10時01分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

4番、鈴木君。

〔4番 鈴木重一君 登壇〕

○4番（鈴木重一君） 議長のお許しをいただきましたので、第19号議案 平成30年度幸田町一般会計予算について、賛成の立場から討論に参加させていただきます。

本町の現状は、区画整理事業、企業誘致などにより社会基盤整備が積極的に進められ、新しい居住区域の拡大などもあり、人口増加の傾向があります。こうした中で、公共施

設の長寿命化、北部地区の児童・生徒の増加により教室の増築など学習環境の整備、放課後の子どもたちの居場所対策、緊急時など早期対応を必要とする医療施設整備に係る対応など、多くの事業がめじろ押しであります。施政方針では、町民とともに幸せづくり、まちづくりをモットーに、子育て基盤の充実で子どもたちの笑顔あふれる町を目指して、可能な限りその負託に応えるべく対策として子育て・教育環境の整備として、北部中学校の校舎増築に3億8,100万円、ハッピーネス・ヒル用地購入7,787万円、そして福祉医療に対しての支援体制整備拡充にも配慮がされるなど、その実効性を担保される予算編成がなされています。

歳入面では、54.9%を占める町税85億2,350万円は、個人町民税、固定資産税などの増加が見込まれる。

法人町民税は、自動車関連企業の増収・増益と29年度分の予定申告のずれ込みによる大幅な増収になった。

本年度予算は、歳出に要する事業費の不足分はふるさと納税の活用、財政調整基金などの取り崩し、町債の発行などによるものであります。ふるさと納税制度の活用では、毎年4月1日付で総務省からふるさと納税に対する是正通知が出されており、通知一本で見直しの可能性もあります。本町にとっては、欠くことのできない財源であり、制度の運用と寄附者の要望に応え、適切な対応を期待します。

財政調整基金などは、適切な積み立てにより不測の事態や計画的な支出に備え、運用していただくことにあると考えます。財政調整基金4億2,300万円の取り崩し並びに国県補助事業に視点を置いた町債2億7,000万円は、この先の行財政運営を考慮したものであります。

歳出面では、緊急医療対策として、平成32年開業の大学病院への財政支援に必要とする3億円の積み立てであり、緊急医療の充実欠くことのできないものと考えます。

放課後児童の受け入れ環境の充実及び預かり時間の延長など、体制の充実は共働き子育て世代に喜ばれるものです。

障害者福祉で新たに取り組む地域活動センター指定管理制度は、社会福祉法人を指定管理者とする委託であります。現行水準以上のサービスの提供がされることを期待します。

学校教育、特に北部地域の児童・生徒の増加対策では、坂崎小学校校舎増築に引き続き、北部中学校では平成31年に教室が不足することが明らかであり、平成37年には生徒数が約800人になると想定されます。学習環境の整備として予算計上されており、時期を逸することのないよう対応をお願いします。

社会経済情勢が変動する中であって、必要とする事業に充当する財源確保に苦慮する一面が伺える予算編成であります。将来の事業をも考慮した予算であると推察されます。編成された予算は、財政の健全化の確保、持続可能なまちづくりの対策として妥当な方策と考えます。第6次幸田町総合計画及び実施計画に基づき、みんなでつくる元気な幸田の実現に一層の御努力をお願いしまして、賛成討論とさせていただきます。

〔4番 鈴木重一君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

14番、伊藤君。

〔14番 伊藤宗次君 登壇〕

○14番（伊藤宗次君） ただいま討論に付されております各案件について順次討論をしておりますが、予算特別委員会でもお断りを申し上げましたように、少々時間を要しますのでよろしくお断りを申し上げます。

議案番号5 幸田町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

国保課税の応能割の資産割課税を廃止するものであります。この資産割課税は、合理的で説得的な説明ができない課税であります。資産割課税は、所得の多少にかかわらず土地と家屋を所有するものに対して課税をする税制であります。ささやかな土地と家屋を所有するものに対して所有をしているから課税をする、こういうものであります。土地と家屋を所有することから、収入があればそれは応能割の所得割課税が課せられるものであります。まさに二重課税そのものではないですか。私は、早くから一貫してこの二重課税になる資産割課税を廃止すべきだと提起をし、主張をしております。提出された資料によっても明らかなように、資産割課税を実施している市町村は35から7市町村に激減をしていることからわかりますように、合理的で説得的な説明ができないために廃止されているものであります。

幸田町も、遅まきながらやつの思いで資産割課税を廃止するというものであります。いわれなき住民負担を押しつけてきた悪政を改めるはばかりであります。しかし、悪政を改めたかと思いきや、町民の暮らしを顧みない町長のもとで、資産割課税を廃止することによる資産割課税で得られていた税収6,000万円を応能割の所得割と応益割の個人均等割、世帯平等割に6,000万円の税負担増を押しつけて帳じり合わせをするという、知恵も工夫もない町長の無作為ぶりを如実に示すのがこの条例改正案であります。合理的で説得的な説明ができない資産割課税を廃止することは、町の政策であります。その町の政策を、どうして国保加入者の所得割、個人均等割、世帯平等割にその負担を転嫁するのでしょうか。まさに知恵もない、工夫もないと指摘できるものであります。つまり、右のものを左に、左のものを右に移すだけであります。これが大須賀町長の政治だということではないでしょうか。右のものを左に、左のものを右に移すだけなら政治は要りません。町長も要りません。さらに応益割の個人均等割、世帯平等割も二重課税になるものであります。1人世帯も3人世帯も同じ世帯平等を課税をすることは、これも合理的で説得的な説明ができない課税の方法であります。世帯割課税を廃止すべきであります。資産割課税と世帯平等割を廃止することによる減収分は、一般会計から補填すべきであると提起をするものであります。

議案番号19 平成30年度幸田町一般会計であります。

町長の予算編成方針では、町の財政を支えてきた法人住民税においては、税制改正の影響による減収に加え、企業業績の変動が著しく中長期的な安定財源として見込むことはできない、このように述べております。そうであれば、なぜ大企業に対して適法的な適正課税を実施をしないのですか。全国市町村1,718団体中、標準税率で課税をしているのは721団体で42%、過半数にも達していない。その一方で、適正課税を実施しているのは997団体、58%であります。このことからわかりますように、適

法的に大企業に適正課税を実施をして財源を確保しているものであります。大企業に適法的に適正課税を実施し、財源を確保すべきであります。

都市計画税は、税制に矛盾を持つ税の取り立てであります。都市計画税は、目的税としてその用途が限定をされております。都市計画税を課税をしなければ、都市計画決定した事業が実施できないのですか。都市計画税を課税していない市町村でも、都市計画事業は取り組まれているものであります。幸田町は、全域都市計画区域であります。計画的に都市計画区域の整備を進めることは自治体の責務であります。都市計画税を課税していないから市街化区域の整備はしないとする理屈を述べるとするならば、自治体の責務を放棄することにつながります。計画的に都市計画税は廃止すべきであります。

ふるさと納税寄附金は、富裕層の節税対策であります。15億円を見込む計上をしております。ふるさと納税の98%はエアウィーヴのマットレスに集中していることから指摘できるものであります。このマットレスがネットオークションに出品をされていることからわかりますように、富裕層の節税対策だけにとどまらず、さらなるもうけを手にする手段としてふるさと納税制度が活用されていることは、制度の根本的な欠陥であります。

清掃費手数料は、自治法違反の手数料徴収であります。ごみ収集処分は、自治体の固有の事務であります。自治法は、自治体の固有事務の経費を住民に負担をさせてはならず、租税によって賄うべきだと。それが固有事務の費用負担の財源の内容だということからも明らかなように、ごみ袋の有料化は自治法違反の手数料徴収であります。ごみ袋大で1袋45円の手数料徴収はやめるべきであります。

町長の予算編成方針は、障害者福祉や児童福祉を初めとする扶助費が直近10年間で2倍以上になる、急速に増加している、このような町長の認識。そのことで必要な財源確保で財政運営上大きな問題になっているのだ、こういう町長の扶助費に対する認識を改めて思い知らされるものであります。扶助とは助け合うこと。行政の行う扶助費とは、住民が納めた税金を使って住民を助けることであります。つまり、扶助費が10年間で2倍以上急増していることを目のかたきにして、財政運営上大きな課題だから、部課長は心して予算編成に当たれ、このように指示しているものであります。つまり、障害者福祉や児童福祉は町長にとっては邪魔な存在であり、財政運営上に大きな障害をもたらしているのだ、これを強調する町長の人となり、心情はまさに冷酷非情そのものではないでしょうか。その一方で、知恵も工夫もなく、仕事らしき仕事をせず、言葉遊びで物事を曖昧にする知恵だけは、工夫だけはしっかりと示す町長の福祉敵視、扶助費敵視の感情をあらわにした予算編成方針ですから、福祉施策の拡大・充実はまさに冬の時代に逆戻りする、これが町の財政運営を強行する構えを示したものだ指摘できるものであります。

人口がふえ、高齢化が進展する中、扶助費が増加するのは当たり前ではないですか。人口がふえ続ける幸田町に、なぜ住宅政策がないのでしょうか。若い世代を中心にした人口増の町だとの認識があるようであります。であるならば、定住化を促進をし、安定した人口増の町にするためには、住宅政策はあつてしかるべきであります。町長就任時には、幸田町にも住宅政策はありました。町長は、住宅資金利子補給事業が勤労者だけ

を対象にした利子補給事業は心が狭いぞ、せこいじゃないか、こうって勤労者に限定することなく全ての町民を対象にすべきだと政策を前進をさせ、充実をさせる指示をされました。そのことによって申込要件の制限を緩和したことから申し込みが殺到をし、当年度予算の枠を大きく上回るほどの好評を得たことに町長はたじろいじゃった。朝令暮改の例えのように、住宅資金の利子補給事業制度そのものを廃止をしました。しかし、廃止前までに申し込みを受け付けたその町民に対して、年度をまたいで利子補給制度を存続をさせましたが、まさに糞に懲りて膾を吹くの例えのとおり、以後の大須賀町政は、住宅取得支援制度は鬼門だよ、忌み嫌う、こういう政策になって今日に至っているものであります。

さらに、予算編成方針は、選択と集中により新規施策については既存の施策の廃止・縮減を前提とする、このように指示をいたしております。選択と集中とは一体何なのか。町長がいいもの食いをし、邪魔になる施策は廃止せよ、縮減をせよ、これが町長の言うところの選択と集中の言葉の意味であります。文章の真髄になるものでもあります。言葉あって中身なし、文章あっても意味不明町長の実態をよく示したものであります。

さらに、幸田町政を特徴づける施策に借地行政があります。北部中学校の借地地権者は3名であります。借地料は合計460万1,000円、借地面積は2,644平方メートルで、平方メートル当たりの単価は1,763円。この借地料の高さは、幸田駅前駐輪場、幸田駅西第1駐車場に次ぐ3番目に高い単価であります。1平方メートル当たり1,763円、3人の地権者うちの1人は、町の行財政運営に深いかかわりを持っております。町は、この地権者に借地買い取り交渉をしているようでございますが、借地解消には至っておりません。地権者にとっては、定年退職後の安定した収入源であり、借地は手放さない、このようなことであります。借地解消には至っていない。行政の場で、町の行財政運営の問題点などの追求があっても、自分が置かれている立場は顧みることが必要ではないでしょうか。

さらに、予算編成の留意事項は、歳入見込みで借金する額は借金返済額以下にするようにと強調しております。強調した結果、今年度の予算の公債費、つまり借金返済額は8億1,471万円余り、起債額、つまり借金は2億7,000万円であります。このことから言えることは、仕事らしき仕事ができない予算にして借金はするな、借金を伴う仕事もするな。仕事らしき仕事をできない予算にして、その一方で、子育て・教育環境の整備、これを強調しておられるわけですから、それはまさにはちゃめちゃ論法であります。これが町長が指示をし、誇示をしたメリハリの効いた財政運営の実態であると指摘できるものであります。子育て・教育環境の整備を主張をされるなら、小中学生の修学旅行費保護者負担の軽減・廃止をし、全額公費負担をすべきであります。小中学校の修学旅行は、義務教育の一環であります。義務教育は、これを無償とする日本国憲法に合致する政策であり、実施されるべきであります。

議案番号25 平成30年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算、議案番号26 平成30年度幸田町下水道事業特別会計予算、この2議案に共通する問題は受益者負担金・分担金の徴収であります。そもそも受益とは何ぞやであります。集落排水事業、下水道事業も、事業によって得られる受益は特別な事業ですか、受益ですか。特別な受益

ではなく、事業を実施することによって必然的に当然のごとく得られるごくごく一般的な受益であり、特別な受益ではないということでもあります。その受益とは、健康で文化的、衛生的な生活を営み得る生活環境の整備であります。その実現であります。それは国民の権利であり、生活環境の整備は、国と地方自治体の責務でもございます。国民が権利として享受すべき生活環境の整備、受益があるからとして負担金・分担金を課することは憲法違反であります。さらに滞納をするなら、国税通則法の例に倣い、強制徴収ができるとする受益者負担金・分担金とは一体何なのかと。税なのかということでもあります。事業によってもたらされる特別な受益は、受益の限度において負担金・分担金の徴収ができるとされております。集落排水も下水道事業も、事業の完成によってもたらされる受益はごくごく一般的な受益であり、特別な受益ではございません。一般的な事業によってもたらされる受益者に負担金・分担金を課することは認められるものではありません。さらに、受益者負担金・分担金を事業費に充当をしてはならないと財政法は定めております。事業費に充当をし、集落排水事業にあつては、1戸当たり55万円を限度とする負担金の徴収とは、まさに事業費に充当することからくる問題点の限度額の設定であります。さらに、下水道の分担金にあつては、1平方メートル当たり市街化区域にあつては350円、周辺集落にあつては400円。まさに分担金を事業費に換算してはじき出された分担金であり、認められるものではありません。

さらに、25号議案、26号議案、27号議案、この3議案に共通することは、自民党の公約違反の消費税の転嫁であります。さらに、自民党・公明党の国民生活犠牲の悪政を一緒になって推進をする、加速をする、それがための消費税10%への増税。それはまさに国民の生活と国の経済の基盤を危うくする自民党・公明党の悪政の連立政治を強行するものであります。消費税廃止を国に要求し、使用料に消費税を転嫁することを中止すべきであると主張をし、討論といたします。

〔14番 伊藤宗次君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

次に、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

これをもって討論を終結いたします。

これより、上程議案20件について採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

採決の順番は、議案番号順といたします。

まず、第2号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第2号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第3号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり、決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第3号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第4号議案 西三河地方教育事務協議会規約の一部変更について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第4号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第5号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第5号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第6号議案 幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例等の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第6号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第7号議案 幸田町国民健康保険条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第7号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第8号議案 幸田町介護保険条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第8号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第9号議案 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第9号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第10号議案 幸田町都市公園条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第10号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第11号議案 幸田町営住宅条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第11号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第12号議案 町道路線の認定及び廃止について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第12号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第19号議案 平成30年度幸田町一般会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第19号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第20号議案 平成30年度幸田町土地取得特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第20号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第21号議案 平成30年度幸田町国民健康保険特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第21号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第22号議案 平成30年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第22号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第23号議案 平成30年度幸田町介護保険特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第23号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第24号議案 平成30年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第24号議案は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第25号議案 平成30年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第25号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第26号議案 平成30年度幸田町下水道事業特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第26号は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第27号議案 平成30年度幸田町水道事業会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第27号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第3

○議長（杉浦あきら君） 日程第3、閉会中の常任委員会及び議会運営委員会の継続審査・調査の件を議題といたします。

会議規則第73条及び第75条の規定により、お手元に印刷配付のとおり、各委員長から所管する事項について閉会中の審査及び調査について終了するまで継続し、これを行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり決定いたしました。

日程第4

○議長（杉浦あきら君） 日程第4、閉会中の委員会行政視察の件を議題といたします。会議規則第73条の規定により、お手元に印刷配付のとおり、防災・減災対策特別委員会委員長及び幸田・三ヶ根駅前整備特別委員会委員長から、各委員会における所管事務に関する行政視察を行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。
これにて平成30年3月2日に招集された第1回幸田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時47分

○議長（杉浦あきら君） 閉会に当たり、副町長の挨拶を行います。

副町長。

〔副町長 成瀬 敦君 登壇〕

○副町長（成瀬 敦君） 本日、町長が体調不良によりまして、この場に出席できませんでしたことをおわび申し上げます。

平成30年第1回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶をさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、去る3月2日から本日まで28日間の長きにわたり、御多用にもかかわらず終始熱心に御審議をいただき、私どもが提案させていただきました全議案とも議決賜り、心から感謝と御礼を申し上げます。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議、委員会での審議の際にいただきました御意見、御提言等を重く受けとめ、十分留意をいたし、町民福祉の増進と今後の町政の推進に生かしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。また、5名の議員の方々からいただきました一般質問につきましては、どれも時宜を得た内容でその都度答弁をさせていただきましたが、さらに検討いたし、今後の町政推進に生かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いを申し上げます。

特に、平成30年度当初予算につきましては、税収等の回復が見込まれてはおりますが、まだ不安定な状態であることは変わりありません。今後も持続可能な財政運営を心がけながら、子育て基盤の充実で子どもたちの笑顔あふれる町を目指して、全力で取り組んでまいります。

ここで、2点の御報告をさせていただきます。

1点目は、人事異動の件でございます。今年度末に8名の職員が退職する予定でございます。これまでそれぞれの立場で努力をしてくれましたことに改めて謝意を表したいと存じます。

とりわけ、その中には部長級1名及び部次長級1名が含まれております。長きにわたり勤務をいただいた企業立地監の志賀幸弘君、消防次長兼予防防災課長の金澤惣一郎君の2名であります。幸田町民の安全安心の増進と幸田町の発展のために、それぞれの持場で行政実務の要として力を発揮していただきました。私といたしましても、心からその功績に謝意を表したいと存じます。

志賀企業立地監につきましては、昭和51年に本町の職員として採用され、42年にわたり勤務をされて、平成24年には企業立地課長、平成27年には企業立地監兼企業立地課長として、特に企業誘致、地方創生分野の進展に尽力していただきました。

金澤消防次長兼予防防災課長につきましては、昭和51年に本町の職員として採用され、42年にわたり勤務をされて、平成28年には予防防災課長、平成29年には消防

次長兼予防防災課長として、消防行政の推進に尽力いただきました。惜別の念は残るわけではございますが、改めてこれまでの長きにわたる努力に謝意を表するとともに、健康に留意をされ、これからも役場の現役職員に対する指導・助言とあわせまして、一町民として引き続き町政を見守っていただきたいと願っているところでございます。

次に、新年度の4月1日付の人事異動でございます。お手元に届いているかと思いますが、今回の人事異動は部課等の組織機構の見直しはなく、部長級1名、次長級1名、課長級1名の異動を行ったほか、先ほど申し上げましたとおり、退職者8名に対し新規採用職員は10名といたし、これによりまして職員総数でございますが346名となります。人事異動に当たっての基本的な考え方は、第6次総合計画の将来像として掲げられた「みんなでつくる元気な幸田」の実現に向け、1 子育て教育に係る基盤整備と環境支援、2 公共施設の安全対策と機能保全、3 高齢者・障害者等に対する支援体制の強化の3つの重点事項のための組織、人事体制整備に必要な人事異動を行いました。さらに、愛知県市町村振興協会への職員派遣をし、名古屋大学の現在連携研究センターと未来社会創造機構、資源エネルギー庁、全国市町村国際文化研修所への職員派遣を継続して行い、それぞれの機関との連携強化を図るとともに、職員一人一人の技術、技能または知識向上を図ってまいりたいと思います。

また、愛知県からの派遣職員尾関義彰建設部次長につきましては、遊水地事業、県道拡幅事業に対し大変御尽力いただきましてありがとうございました。なお、後任につきましては、佐々木要様が事業推進に携わっていただけることになっております。私を含め職員一人一人がこれまで以上に知恵と工夫を凝らし、常に住民目線の行政運営を心がけ、住民の皆様の信頼に応えてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、2点目でございます。町の広報誌である広報こうたが、平成29年度愛知県広報コンクールの一枚写真の部門におきまして特選を受賞いたしました。受賞した作品は、広報こうたの昨年3月号の表紙の写真でございます。今後、受賞作品は愛知県の代表作品として全国広報コンクールに推薦をされます。

最後に、議員の皆様方におかれましては、くれぐれも健康には御留意をいただき、新年度をお迎えいただくとともに、さらに町政に対しましても変わらぬ御指導と御鞭撻を承りますようお願いいたしまして、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

〔副町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） ここで、この3月末日に退職されます志賀企業立地監、金澤消防次長、県に帰られる尾関建設部次長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

〔企業立地監 志賀幸弘君 登壇〕

○企業立地監（志賀幸弘君） 議長のお許しをいただきましたので、定年退職の御挨拶を一言申し上げたくよろしくお願い申し上げます。

先ほど副町長から御案内がありましたように、昭和51年に入庁し、本年3月30日まで勤務することができました。これもひとえに議員各位そして町職員の皆様方の御支

援があってここまで来たというふうに、心より感謝申し上げているところでございます。

ここで、私が強く記憶に残っている事業をほんの少しだけ思い出しながら、皆様方にその都度の御礼を申し上げたいと思います。

まず、51年総務課から消防本部のほうに出向をいただいて、防災計画、そして防災無線のデジタル化に伴う初代の防災無線を圏内に早く入れることができました。そして、消防署では最後に消防本部として1万坪の消防庁舎の建設等々の担当をさせていただいたのを、本当に今厚く当時のことを思い出しているところでございます。そして、役場の都市計画に入りまして、都市計画の住宅のマスタープラン等々、そして区画整理。特に相見駅の区画整理でケーヨーデイツーさん等々を最初に平べったいところから徐々に建物が建った、あの初代の区画整理係長としてやらせていただいたことは本当にうれしく、当時の辛さも今思い出しているところでございます。その後、幡豆町役場のほうに行き、ほかの自治体の勉強もさせていただき、幸田町に戻り、企画政策課、企業立地課、特に企業立地課のこの5年におきましては、リーマンショックの後で企業誘致をするために多大に議員各位の皆様方の御協力をいただいて、一つ一つ積み上げることができました。そして、今も幸田町役場のほうに各企業から進出の意向の相談を受けているところは本当にうれしく思っております。これもひとえに議会議員の各位の皆様方、そして町職員の皆様方の御理解と御協力があってここまで来れたというふうに、心より御礼申し上げます。

そして、最後に、議員各位のますますの御発展、そして町職員、そして町の発展を祈念をいたしまして、私の最後の御礼の御挨拶とさせていただきます。本当に長年ありがとうございました。

〔企業立地監 志賀幸弘君 降壇〕

〔消防次長兼予防防災課長 金澤惣一郎君 登壇〕

○消防次長兼予防防災課長（金澤惣一郎君） 消防本部消防次長兼予防防災課長の金澤でございます。本日はお忙しい中、このような場を設けていただき、まことにありがとうございます。

在任中におきましては、いろいろと御指導をいただきまして、この場をかりて御礼を申し上げます。

私も昭和51年に幸田町役場に採用され、51年9月の単独の消防本部、消防署の発足、それから消防一筋42年でやってまいりました。最近の消防の取り巻く環境は、昭和23年に市町村消防が法整備され、70年が経過しました。現在、市町村の枠を超えた消防広域化の問題、違反防火対象物の公表制度の導入と大改革の真っ最中でございます。本町においても、昭和51年9月に町単独の消防本部署を発足し、四十数年がたち、職員、施設、消防車両等の機動力が格段に増強されましたが、私の退官で発足当時の職員がいなくなり、多少の不安も残ります。これらの消防に課せられた課題を消防職員一丸となり、町民の安全安心を最優先に対応してまいりますので、町行政はもとより、消防行政におきましても引き続きの御指導、御鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。退官の御挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

〔消防次長兼予防防災課長 金澤惣一郎君 降壇〕

〔建設部次長 尾関義彰君 登壇〕

○建設部次長（尾関義彰君） 建設部次長尾関でございます。議長から発言のお許しをいただきましたので、僭越ながら御挨拶をさせていただきます。

まずは、このような場で退任の御挨拶をさせていただく機会を与えていただきまして、大変感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、私は平成28年度から2年間、愛知県からの派遣職員としまして、主に県に関連する事業の調整につきまして、幸田町職員の皆様とともに微力ながら取り組んでまいりました。とりわけ今年度は建設部次長という大任を拝命しましたことから、議員の皆様とも委員会、管内視察を初めといたしまして、接する機会も多くなり、私といたしましてはこの上もなく貴重な経験をさせていただきました。私の至らない点も多く、皆様には御心配、御迷惑をおかけしたこともあろうかと存じますが、どうか御容赦くださいますようお願い申し上げます。

結びといたしまして、この活気あふれる魅力的な幸田町が今後も引き続き発展し続けていくことを祈念いたしまして、私からの退任の御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

〔建設部次長 尾関義彰君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 退職されます各位におかれましては、長年にわたり町行政に御尽力いただき、まことにありがとうございました。そして、大変お疲れさまでした。

議員各位には、何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、議事の進行に御協力いただきまして、まことにありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては、適切に運用されますようお願いいたします。

これにて、散会といたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午前11時04分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年3月29日

議 長

議 員

議 員